

平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

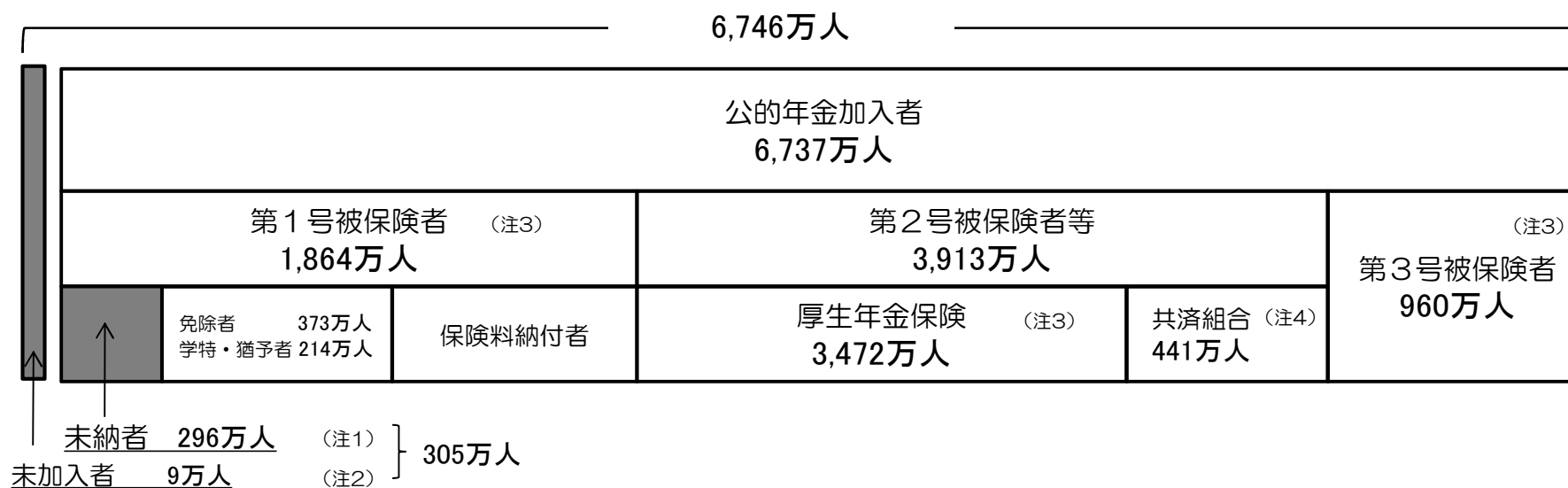
1. 平成24年度の納付状況等について	
（1）公的年金制度全体の状況	1
（2）国民年金保険料の納付状況	2
2. 納付率に影響を与える背景等について	
（1）納付率に影響を与える背景・構造的な課題	6
（2）被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化	8
（3）第1号被保険者の年齢構成の変化	9
（4）未納者に対する納付督促	10
3. 平成24年度における収納対策の取組状況について	11
4. 平成25年度の収納対策について	15

1 平成24年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付。（免除及び納付猶予を含む）
- 未納者（注1）は約296万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）

《公的年金加入者の状況（平成24年度末）》



注1) 未納者とは、24か月（平成23年4月～25年3月）の保険料が未納となっている者。

2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

3) 平成25年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者（29万人）が含まれている。

4) 平成24年3月末現在。

5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

6) 平成25年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成23年4月～25年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成24年度の国民年金保険料の納付率等について

①平成22年度の最終納付率は64.5%

(平成22年度末と比較して+5.2ポイント)
(平成24年度末時点)

②平成24年度の現年度納付率は59.0%

(対前年度比+0.3ポイント)

納付率の推移

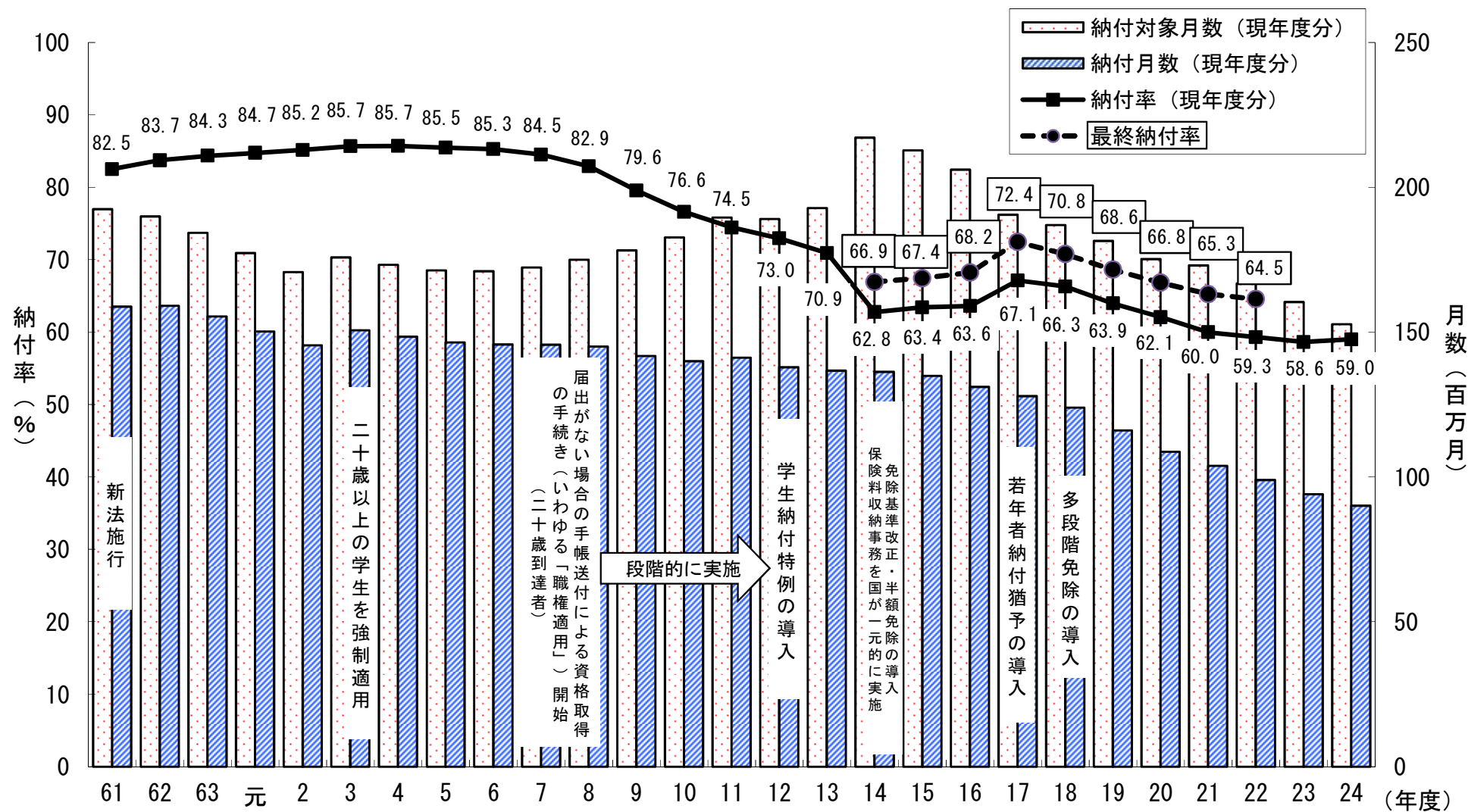
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
19年度分 保険料	63.9%	66.7%	68.6%			
20年度分 保険料		62.1%	65.0%	66.8%		
21年度分 保険料			60.0%	63.2%	65.3%	
22年度分 保険料				59.3%	62.2%	64.5%
23年度分 保険料					58.6%	62.6%
24年度分 保険料						59.0%

※ 最終納付率は、平成22年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

※ 現年度納付率（%）＝ $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

納付率の状況

○平成22年度分（過年度2年目）の最終納付率は、64.5%。

（平成22年度末から+5.2ポイント、平成23年度末から+2.3ポイントの伸び。）

○平成23年度分（過年度1年目）の納付率は、62.6%。（平成23年度末から+3.9ポイントの伸び。）

	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末
平成22年度分 （対前年度末伸び）	59.3%	62.2% （+2.9ポイント）	64.5% （+2.3ポイント）
平成23年度分 （対前年度末伸び）	—	58.6%	62.6% （+3.9ポイント）

○平成24年度の現年度分（平成24年4月分～平成25年3月分）の納付率は、59.0%。（対前年度比+0.3ポイント）

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成23年度 （対前年度比）	9,407万月 （△4.9%）	16,042万月 （△3.8%）	58.6% （△0.7ポイント）
平成24年度 （対前年度比）	9,010万月 （△4.2%）	15,274万月 （△4.8%）	59.0% （+0.3ポイント）

- ・現年度分保険料について、年金事務所ごとの納付率をみると、235事務所で前年度より上昇している。
都道府県ごとの納付率をみると、37都道府県で前年度より上昇している。（平成23年度は81事務所、12県で前年度より上昇）

日本年金機構の中期計画及び平成24年度の年度計画との関係

- 日本年金機構の中期計画では、
 - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す
 - ・現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
- 平成24年度の年度計画では、
 - ・平成22年度分の最終納付率は、平成22年度の現年度納付率から5.5ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・平成23年度分の平成24年度末における納付率は、平成23年度の現年度納付率から4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること
 - ・現年度納付率については、これまでの低下傾向から回復基調に転換させ、平成21年度の納付実績を上回る水準を確保することにより60%台に回復するとともに、更なる改善を目指すことをそれぞれ目標とした。



- 平成22年度の最終納付率は64.5%（平成22年度末と比較して+5.2ポイントの伸び）となり、中期計画における目標は達成したが、年度計画の目標は達成できなかった。また、平成23年度の24年度末における納付率は62.6%（平成23年度末と比較して+3.9ポイントの伸び）となり、年度計画の目標をほぼ達成したといえる水準を確保した。
- 平成24年度の現年度納付率は59.0%（対前年度比+0.3ポイント）と低下傾向に歯止めがかかったが、年度計画の目標には届かなかった。

平成24年								平成25年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
50.6% (Δ0.7%)	52.8% (Δ1.1%)	54.6% (Δ0.6%)	54.2% (Δ0.8%)	54.4% (Δ0.9%)	55.3% (Δ0.8%)	55.8% (Δ0.7%)	56.7% (Δ0.2%)	57.1% (Δ0.1%)	57.7% (+0.1%)	58.2% (+0.2%)	59.0% (+0.3%)

（注）（ ）内の数値は、対前年同月比である。

2 納付率に影響を与える背景等について

(1) 納付率に影響を与える背景・構造的な課題

○ 平成20年度から平成24年度までの年齢階級別現年度納付率は下記の表のとおりとなっている。

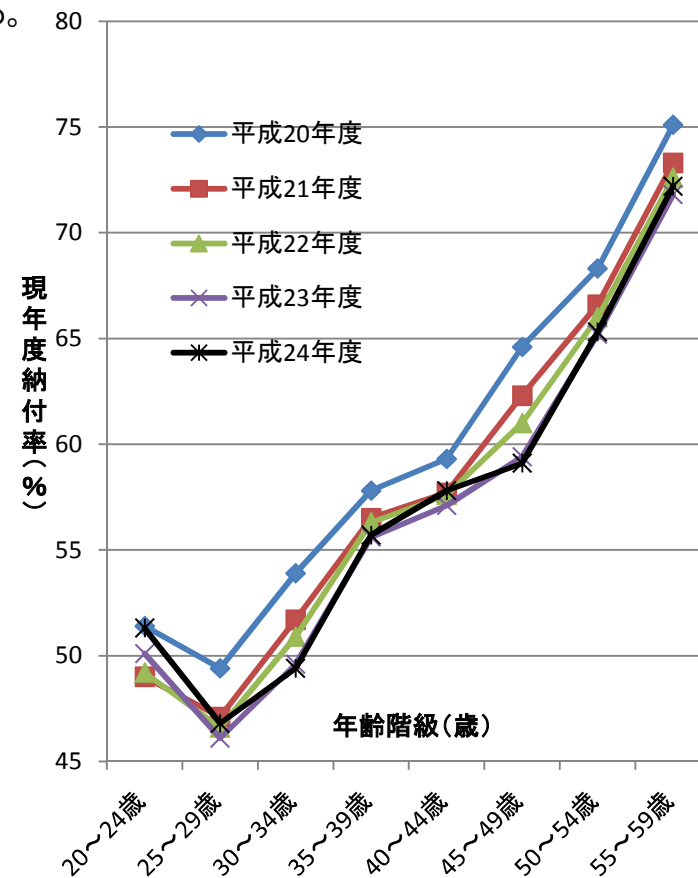
年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることには変わりはないが、平成23年度までは各年度とも前年度と比較した場合、ほぼすべての年齢階級において概ね現年度納付率が低下してきていたが、平成24年度は、30～34歳、45歳～49歳を除くすべての年齢階級において前年度を上回った。

○ 平成24年度は、納付率の低下傾向に歯止めはかかったが、依然として厳しい状況にあることは変わりはなく、国民年金被保険者実態調査の結果からは、次のような背景・構造的な課題が考えられる。

- ① 第1号被保険者の就業状況
- ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
- ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位: %)

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
平成20年度	51.4	49.4	53.9	57.8	59.3	64.6	68.3	75.1
平成21年度	49.0	47.1	51.7	56.5	57.7	62.3	66.6	73.3
平成22年度	49.2	46.6	50.9	56.3	57.6	61.0	66.0	72.6
平成23年度	50.1	46.1	49.6	55.6	57.1	59.4	65.2	71.8
平成24年度	51.3	46.8	49.4	55.7	57.8	59.1	65.3	72.2



＜第１号被保険者の就業状況＞

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成１４年調査	１７．８％	１０．１％	１０．６％	２１．０％	３４．７％	５．７％
平成１７年調査	１７．７％	１０．５％	１２．１％	２４．９％	３１．２％	３．６％
平成２０年調査	１５．９％	１０．３％	１３．３％	２６．１％	３０．６％	３．８％
平成２３年調査	１４．４％	７．８％	７．７％	２８．３％	３８．９％	３．１％

※注１：平成１７年以前の調査については、調査年の４月又は５月に資格喪失した者が含まれていないが、平成２０年では含まれる。また、平成２３年調査については、調査年の３月末時点の就業状況が回答されるように明記したため、単純に比較はできない。

※注２：平成２３年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

※注３：四捨五入の関係で総計が１００％にならない場合がある。

＜第１号被保険者の属する世帯及び第１号被保険者本人の所得水準＞

	①第１号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第１号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	１号期間滞納者	総数	納付者	１号期間滞納者
平成１４年調査	４８４万円	５５４万円	４１６万円	１３６万円	１６６万円	１２０万円
平成１７年調査	４３４万円	５０５万円	３２３万円	１２６万円	１５８万円	１０５万円
平成２０年調査	４６９万円	５５５万円	３４２万円	１３３万円	１７８万円	１１３万円
平成２３年調査	４０３万円	４９３万円	２９５万円	１０８万円	１５２万円	９６万円

※注１：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注２：調査年の前年の所得である。（例…平成２３年調査→平成２２年の所得）

※注３：平成１４年調査の「１号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

※注４：平成２３年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

＜１号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）＞

	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受ける要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	厚生労働省・日本年金機構が信用できない（社会保険庁が信用できない）	うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	その他
平成１４年調査	６４．５％	２．０％	０．９％	９．３％	—	４．７％	１８．６％
平成１７年調査	６５．６％	３．８％	０．７％	１４．８％	７．０％	１．１％	７．０％
平成２０年調査	６４．２％	５．３％	１．５％	１４．３％	７．０％	２．１％	５．７％
平成２３年調査	７４．１％	２．２％	１．２％	１０．１％	３．２％	４．０％	５．２％

※注１：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が１００％にならない場合がある。

※注２：平成１４年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注３：平成１４年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」がそれぞれ９．８％、３．５％含まれている。

※注４：平成２３年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

（２）被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化 （資料３－２のp7参照）

- 納付対象月数が全体の約７割を占める、「２年間引き続き第１号被保険者であって、両年度とも納付対象月がある者」の平成24年度の納付率は61.2%となっており、前年度と比べて1.0ポイント上昇している。
- 「23年度は全額免除で、24年度は納付対象月がある者」や「20歳に到達した者」のうち「手帳送付者」の納付率は低くなっている。

平成23年度の状況

1号資格取得者	23年度中に60歳に到達した者	納付率 76.5%	（納付対象月 328万円）
	その他	納付率 58.0%	（納付対象月 1,265万円）
23年度は納付対象月があり、24年度は全額免除の者	申請全額免除者	納付率 19.0%	（納付対象月 212万円）
	学生納付特例者等	納付率 20.0%	（納付対象月 249万円）
両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者	納付率 60.1%	（納付対象月 11,284万円）
	24年度中に60歳に到達した者	納付率 76.4%	（納付対象月 557万円）
	その他	納付率 54.4%	（納付対象月 2,059万円）

平成23年度のみ
納付対象月のある者

平成24年度の状況

両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者	納付率 61.2%	（納付対象月 11,131万円）
	24年度中に60歳に到達した者	納付率 79.1%	（納付対象月 307万円）
	その他	納付率 57.8%	（納付対象月 1,955万円）
23年度は全額免除で、24年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	納付率 28.1%	（納付対象月 239万円）
	学生納付特例者等	納付率 39.4%	（納付対象月 257万円）
新規資格取得者	20歳に到達した者	納付率 46.6%	（納付対象月 235万円）
	〔手帳送付者〕	納付率 23.2%	（納付対象月 144万円）
	〔それ以外の者〕	納付率 83.4%	（納付対象月 91万円）
	2号からの移行者等	納付率 56.8%	（納付対象月 641万円）
	3号からの移行者	納付率 72.6%	（納付対象月 192万円）
	その他	納付率 16.9%	（納付対象月 256万円）

平成24年度のみ
納付対象月のある者

注1 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自らが届出を行い被保険者となった者である。

注2 被保険者属性別の納付率及び納付対象月には、第3号被保険者不整合記録（第3号被保険者が第1号被保険者になった場合の届出がされていないため、実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として管理されている年金記録）となっていた期間及びそれに連続する納付対象期間を含まない。

(3) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にある。
- 平成24年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成23年度末現在と比較すると、比較的納付率の高い55歳以上の者の割合が減少する一方、比較的納付率の低い40歳未満の者の割合も減少している。
- その結果、平成23年度と平成24年度の第1号被保険者の年齢構成の変化が平成24年度の現年度納付率に与えた影響は、ほとんどないと考えられる。

<年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：（上段）万人、（下段）％>

	第1号 被保険者	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60歳以上	平均年齢 (歳)
平成22年度	1,938 100.0	385 19.9	209 10.8	197 10.2	220 11.4	210 10.8	186 9.6	198 10.2	304 15.7	30 1.5	39.5
平成23年度	1,904 100.0	381 20.0	199 10.4	191 10.0	217 11.4	221 11.6	189 9.9	196 10.3	283 14.9	28 1.5	39.4
平成24年度	1,864 100.0	374 20.1	194 10.4	185 9.9	207 11.1	222 11.9	197 10.6	193 10.3	267 14.3	25 1.3	39.3

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査（抽出率1／100）による数値である。

（４）未納者に対する納付督促

（詳細は資料３－１ 参照）

① 市場化テスト受託事業者による納付督促

- 市場化テスト事業については、納付督促活動によって獲得すべき保険料の目標（達成目標及び最低水準）は達成できなかった。しかしながら、現年度保険料に係る最低水準の達成状況を、市場化テスト受託事業者全体としてみた場合、最低水準の達成率は９５．４％となり、これまでより達成状況は上向いた。

また、平成２４年度の督促件数は６，５００万件（対前年度比＋２４．４％）となった。

② 特別催告状による納付督促

- 平成２４年度は、保険料の長期滞納者や免除勧奨を実施しても免除申請のない者、又は強制徴収対象者の選定から除かれた者のうち効果が見込まれる者を対象として年金事務所から特別催告状を１８２万件発送した。発送後は、市場化テスト受託事業者との連携を図り電話、訪問督促を実施した。
- その結果、納付件数２２万件、現年度・過年度を合わせた納付月数１４３万月、免除等承認件数２７万件に結びついた。

《参 考》

上記①、②を中心とした未納者に対する納付督促が平成２４年度の現年度納付率の変化に与えた影響は、＋０．５ポイント程度と推計される。なお、納期限内納付率は低下しており、それが現年度納付率の変化に与えた影響は△０．１ポイント程度となった。

	平成23年度	平成24年度	前年度との差
納 付 率	58.6%	59.0%	0.3%
納期限内納付率	53.4%	53.3%	△ 0.1%
納期限後納付率	5.2%	5.6%	0.5%

3 平成24年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料3-1 参照)

市場化テスト事業

(資料3-1のp5～13参照)

- 国民年金保険料が未納となっている方に対し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して、市場化テスト受託事業者による電話や文書、戸別訪問等による納付督促や保険料収納業務等を実施した。
- 市場化テスト受託事業者との協力・連携を図るため、債権回収業務の経験を有する職員を機構本部及びブロック本部に配置し、県単位で毎月開催する受託事業者と年金事務所との打合せ会議にブロック本部からも出席（必要に応じて機構本部も出席）し、受託事業者への助言・提案を継続して実施した。また、本部において四半期毎に受託事業者からヒアリングを行い、督促実施状況を確認するとともに、達成目標に向けて指導を行った。
- また、年金事務所が実施する納付書等の送付時期及び送付対象者情報を早期に提供し、年金事務所と受託事業者との協力・連携を積極的に図った。
- また、平成24年10月及び平成25年2月から委託を開始した事業については、督促頻度の増加（6か月に1回から3か月に1回）や戸別訪問員の配置基準の引き上げ（滞納者2.5万人に1名から1.5万人に1名）を定めた実施要項の変更を行った。

※平成24年10月開始事業の入札が不調に終わったため、緊急措置として平成24年10月から平成25年1月までの間、公共サービス改革法の適用を受けない「納付案内・勧奨事業」を実施した。

特別催告状による納付督促等

- 平成24年度から新たに全国的な取組として特別催告状を発送し、その後の年金事務所における電話督促、来所要請等、及び市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、未納者への取組については一定の向上が図られた。

	送付件数	対象月数	納付件数	納付月数	免除等承認件数
特別催告状による 納付督促・免除勧奨	182万件	2,879万月	22万件	143万月	27万件

免除等申請勧奨

（資料３－１のp 3参照）

市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨（ターンアラウンド）、及び市場化テスト受託事業者との連携による事後フォローが着実に実施できたことにより、所得が低い等の事情から保険料の負担が困難な被保険者への取組については一定の向上が図られた。

	平成23年度	平成24年度	対前年度比（差）
全額免除者数等（割合）	568万人（30.4%）	587万人（32.0%）	+19万人（+1.6ポイント）

強制徴収

（資料３－１のp 4参照）

平成24年度の強制徴収の取組については、最終催告状発送件数、督促状送付件数及び差押執行件数はいずれも平成23年度を相当程度上回った。

そ の 他

（資料３－１のp 14参照）

口座振替実施率は、新規獲得件数が伸びなかったため平成23年度を下回ったが、クレジットカード納付、コンビニエンスストア納付、及びインターネットバンキング等による電子納付の合計件数については、平成23年度以上の水準を確保した。特に、コンビニエンスストア利用件数及び納付月数は大幅な伸びを示した。

【総括】

国民年金保険料の主な収納対策としては、平成24年度から新たに全国的な取組として実施した特別催告状による督促、市場化テスト受託事業者における督促頻度等の拡充等に取り組んだ。

平成22年度の最終納付率は64.5%（平成22年度末比+5.2ポイント）となり、中期計画の目標（+4～5ポイント）を達成したが平成24年度計画の目標には届かなかった。

また、現年度納付率は59.0%（対前年度比+0.3ポイント）となるとともに、312年金事務所のうち235年金事務所が前年実績を上回る結果となり、平成24年度計画の目標には届かなかったものの納付率の低下傾向には歯止めがかかった。

平成25年度は、中期計画の最終年度であり、年度計画の目標を達成するために、各種事業の早期実施に努めるとともに市場化テスト受託事業者との協力・連携の強化を図り、未納者属性を踏まえた効果的な取組をパッケージ化し機構全体で展開する。

また、行動計画推進の責任体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。

《参 考》

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
（口座振替率）
22年度末 23年度末 24年度
36% → 36% → 35%
500万人 475万人 451万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- クレジットカード納付の導入（利用状況）（H20.2～）
22年度 23年度 24年度
103万件 → 118万件 → 126万件
- コンビニ納付の導入（利用状況）（H16.2～）
22年度 23年度 24年度
1,164万件 → 1,223万件 → 1,316万件
- インターネット納付の導入（利用状況）（H16.4～）
22年度 23年度 24年度
41万件 → 40万件 → 41万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成24年11月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

文 書

H22年度 2,574万件
H23年度 2,579万件
H24年度 4,517万件

電 話

H22年度 2,587万件
H23年度 4,060万件
H24年度 5,260万件

戸別訪問（面談）

H22年度 314万件
H23年度 465万件
H24年度 576万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	22年度	23年度	24年度
最終催告状	24,232件	30,045件	68,974件
督促状	10,583件	17,615件	34,046件
財産差押	3,379件	5,012件	6,208件

- ・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
- ・督促状、財産差押の件数は、平成25年3月末現在

・質の向上
・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

○市場化テストによる外部委託（H17.10～達成目標設定） （実施対象事務所数）（督促件数）

H18年度	35か所	H18年度	255万件
H19年度	95か所	H19年度	621万件
H20年度	185か所	H20年度	1,669万件
H21年度	312か所	H21年度	2,431万件
H22年度	312か所	H22年度	3,436万件
H23年度	312か所	H23年度	5,227万件
H24年度	312か所	H24年度	6,500万件

免除等の周知・勧奨

年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- 学生納付特例の申請手続きの簡素化（H20.4～）

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

4 平成25年度の収納対策について

平成25年度の収納対策の主な内容

① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

<計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定>

- 国民年金保険料の収納対策を平成25年度年度計画の重点事項として位置づけ、機構全体及び各年金事務所において行動計画を策定し、計画的・効果的な収納対策に取り組む。

<未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化>

- 一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者であって、保険料を長期間滞納している者について、強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など、被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。
- 所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となりうる者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている者について、免除制度等の周知や申請の案内を行う。
- 年金事務所において必ず実施する取り組みをパッケージ化するとともに、若年者層の納付督促の強化を図るため、属性ごとのきめ細やかな取組を実施する。

<進捗管理の強化>

- 行動計画推進の責任体制を明確にし、収納対策を組織的に推進する。
- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を月次で管理し、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催するほか、必要に応じて国民年金担当グループ長会議やブロック本部長参集適用・徴収対策会議を開催する。
- 国民年金保険料収納対策が低調な年金事務所を「国民年金保険料収納対策強化指定年金事務所」に指定し、ブロック本部の協力を得て指導を徹底する。（平成24年度は、54年金事務所を指定）

② 市場化テスト事業者との協力・連携

＜受託事業者に対する進捗管理＞

- 受託事業者ごとに督励実施状況等の分析及び進捗管理を徹底する。
- 機構本部において受託事業者とのヒアリングを四半期毎に開催し、年金事務所、ブロック本部からの報告等に基づく助言・提案・指導を実施する。
- 各県単位で開催する受託事業者と各年金事務所との月例打合せ会議において督励実績等の確認を行い、進捗管理を徹底するとともに、必要な助言・提案を行う。

＜受託事業者との協力・連携体制の強化＞

- 受託事業者に対する情報（特別催告状、納付書及びターンアラウンドによる免除申請書の送付対象者並びにその送付時期等）提供の早期化や、各年金事務所の好取組事例を情報提供するなど、協力・連携の強化を図る。

③ 強制徴収など年金事務所の取組強化

<強制徴収の着実な実施>

- 最終催告状の送付から差押えの実施などの一連の手続きにより2年以内に完結させるサイクルの確立を図った上で、最終催告状を送付したものすべてが完納に結び付くよう取組を強化する。具体的には、平成24年度までに最終催告状を送付したものについて6月末までに進捗状況を全数点検することとしたほか、平成25年度新規着手分については、12月末までに最終催告状の送付を完了する。

<強制徴収実績の定期的な公表>

- 強制徴収の実施状況を定期的に公表することにより、保険料納付意識の醸成を図る。

<集合研修の実施>

- 強制徴収担当職員の集合研修を平成25年6月から平成26年1月の間に600人規模で開催するなど、スキルアップを図る。

<国税庁への委任>

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。
平成25年3月末時点の実績では、国税庁委任の形式的要件（注）を満たした滞納者に対し、国税庁への委任の対象となる可能性を説明した結果、対象者の約22%が保険料を納付。
（注）納付義務者の前年所得1,000万円以上、滞納月数24月以上。

④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号被保険者からの移行者）へのアプローチ強化

<「届出によらない資格取得手続き」の確実な実施>

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（又は第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行うとともに、届出がない場合の資格取得の手続きを確実に実施する。

<関係機関との調整>

- 配偶者の扶養から外れた際に当該配偶者が健康保険組合に加入している場合を含め、日本年金機構が必要な情報入手できるよう、関係者と調整を進める。

<適用体制の強化>

- 特定業務契約職員による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、いわゆる「届出によらない資格取得手続き」を行った者）に対する働きかけを更に強化する。

⑤ □座振替制度の推進

<□座振替制度の利用促進>

- □座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、□座振替制度の利用促進を図る。
- 金融機関等に対して、□座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

<□座振替不能者へのフォローアップの強化>

- □座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

⑥ 公的年金制度の普及・啓発

＜公的年金制度の理解を図るための活動＞

- 政府広報や市（区）町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開するほか、日本年金機構ホームページによる広報を行う。特に、11月を「ねんきん月間」とし、普及・啓発活動に加え出張相談等を集中的に開催する。

＜地域における年金運営の展開に関する事業＞

- 地域の関係団体と連携し、年金制度への理解を進め、若年者層の保険料納付の促進や年金手続きの円滑化につながる事業を展開する。
 - ・ 高校、大学及び専門学校向け説明会を中心に実施。
 - ・ 「わたしと年金」エッセイの募集。

＜若年者に対する周知・広報＞

- 大学構内における相談会の開催、卒業生への周知について大学等への協力依頼を行うなど、学生納付特例・若年者納付猶予の周知を行う。

＜パンフレット等の内容の見直し＞

- 公的年金制度の仕組みや届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレットや通知文書の内容の見直しを行う。

⑦ 関係機関との協力連携

＜市（区）町村への協力依頼＞

- 所得情報の提供、市（区）町村の窓口や広報誌、ホームページにおける制度周知を依頼する。
また、第1号被保険者資格取得届時における口座振替案内についての協力を依頼する。

＜ハローワークとの連携強化＞

- 雇用保険受給者初回説明会等を利用した免除制度の周知等について協力を依頼する。

⑧ 更なる検討

<現行制度の改善>

- 保険料を納付しやすい環境を整備するため、現行最大で1年間となっている保険料前納期間について、最長2年間に拡充（割引額も大きくなる）する「2年前納制度」を平成26年4月末の口座振替分から導入する。
- 保険料免除の遡及期間について、現在は、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の納付が可能である過去2年分まで遡及して免除を行うことができるようにするための法律（年金機能強化法）の施行準備を進める。
（施行：平成26年4月）

<個人番号の活用>

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が公布されたことを受け、個人番号を活用した適用・収納対策の検討を進める。

<政府における検討>

- 「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム（座長：内閣官房副長官）」における論議を踏まえ、更なる取組の強化について検討する。